

国税不服審判所 50th Anniversary

— 半世紀 変わらぬ使命 これからも —



国税不服審判所

<https://www.kfs.go.jp>

ご挨拶

国税不服審判所長

東 亜由美



国税不服審判所は、昭和45年5月1日に設立され、本年5月で50周年を迎えることとなりました。

この機会に、関係各位の御理解と御支援に心からお礼を申し上げるとともに、今日の国税不服審判所の基礎を築いてこられた諸先輩並びに職員の皆様の並々ならぬ努力に対し深い敬意を表したいと思っております。

顧みればこの50年は、経済的にも社会的にも大きな変化のあった時代であり、税務行政の分野におきましては、納税者数の増加、経済構造の複雑化、経済取引のICT化・国際化等が急速に進み、課税対象も極めて多様化し、それとともに審判所における審査請求事件も質・量ともに変化してきました。

このような中で、審判所は設立当時から一貫して、「争点主義的運営」、「合議の充実」及び「納得の得られる裁決書の作成」の3点を事務運営の基本方針とし、審判所の使命である「適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保」に努め、執行機関である国税局や税務署から分離・独立した行政部内の権利救済機関として、高い評価を受けてきたものと確信しております。

近年の経済社会の国際化、デジタル化等により、審査請求事件はますます複雑・困難なものとなっており、事件処理に当たっては、事実認定の面でも、法令の解釈・適用の面でも高度かつ広範な知識と経験が求められており、その調査・審理には多くの労力と困難を伴う状況となっております。国税不服審

判所では、平成19年から、高度な専門的知識や経験、識見を有する民間専門家を国税審判官（特定任期付職員）として登用を開始し、現在、審査請求事件の調査・審理を担当する国税審判官の約半数をこうした民間専門家が占めており、中立性・公正性を担保するとともに、多様な知識・経験を生かして事件処理に取り組んでおります。

また、国税通則法の改正により、平成28年4月には新たな国税不服申立制度が始まり、口頭意見陳述における質問権の創設、証拠書類等の閲覧範囲の拡大や写しの交付手続の導入などによって、対審的な仕組みがより強化されたところであり、新たな制度の円滑な運用と一層の定着に取り組んでおります。

国税不服審判所設立50周年を迎え、私ども審判所職員は、このような審判所を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、審判所設立時の精神である「適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済」が図られるよう、今後もICTの利活用などにより納税者にとっての利便性を向上させ、事務を効率化し、合議の充実、裁決の質的向上を図るなど、より一層適正かつ迅速な裁決の実現を目指して、努力と工夫を重ねていきたいと考えております。

このパンフレットは設立50周年を記念して作成したものであり、国税不服審判所や国税不服申立制度を更にご理解いただくための一助になれば幸いです。

令和2年5月

目次

ご挨拶	1	国税不服審判所の事務運営	4
国税不服審判所の組織	2	審査請求事件の発生及び処理の状況	7
国税不服審判所設立の背景	3	ご寄稿	9

国税不服審判所の組織

国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行う機関です。国税不服審判所では、納税者の正当な権利利益の救済を図るため、審査請求人と国税の賦課徴収を行う税務署長等の執行機関（以下「原処分庁」といいます。）との間に立つ公正な第三者的立場で審査請求事件を調査・審理して裁決を行っています。

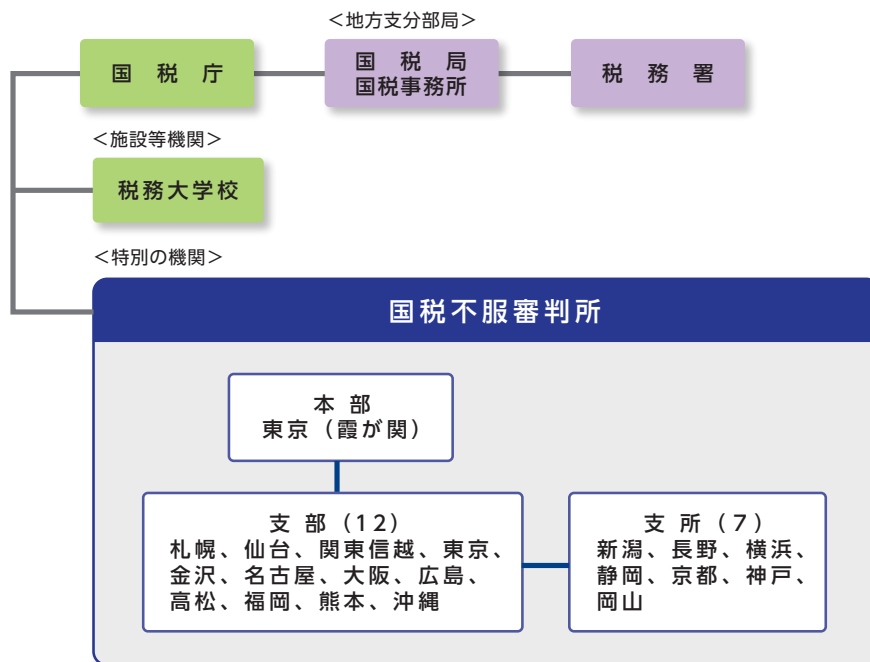
国税不服審判所は、全国を管轄する一つの組織ですが、審査請求人の便宜及び審査請求事件の効率的な処理を行うために、その事務の一部を取り扱う「支部」が全国に12か所設置されてい

ます。その支部に対応する中央の組織を「本部」と呼んでいます。

本部は国税庁のある東京（霞が関）に置かれ、支部は各国税局の所在地に置かれており、支部の管轄区域は国税局と同一となっています。

国税不服審判所長が審査手続上有している権限のうち裁決権を除く権限は、原則として支部の長である首席国税審判官に委任されており、審査請求事件については、原則として、支部で調査・審理を行っています。また、地方に在住する審査請求人の便宜に供する等のために、7か所の「支所」が置かれています。

● 組織図



● 国税不服審判所50年の歩み

年月	出来事	年月	出来事
昭45.3	国税通則法の一部を改正する法律の公布	平14.4	国税不服審判所ホームページに公表裁決事例、裁決要旨検索システムを掲載
昭45.5	国税不服審判所設立		
昭46.5	「裁決事例集」創刊	平16.9	審査請求のe-Tax利用が開始
昭47.5	国税不服審判所沖縄事務所が開設	平19.7	国税審判官（特定任期付職員）の登用開始
昭54.3	「裁決事例要旨集」創刊	平23.4	審判の透明性確保のための施策の導入
昭59.7	国家行政組織法等の改正により、国税庁の「附属機関」から「特別の機関」となる	平25.7	国税審判官（特定任期付職員）が50名となる
		平26.4	国税通則法第99条（国税庁長官の法令の解釈と異なる解釈等による裁決）の改正が施行
平3.4	消費税に係る審査請求事件が発生	平28.4	不服申立てに係る国税通則法の改正が施行
平11.10	国税不服審判所ホームページ開設		

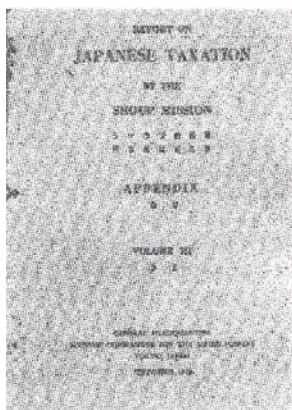
国税不服審判所設立の背景

1 協議団の発足

連合国最高司令官の要請により来日した、アメリカのコロンビア大学教授カール・シャウプ博士を団長とする税制調査使節団が発表した税制改革についての勧告書（いわゆるシャウプ勧告）に基づき、昭和25年、所得税等の課税処分に対する納税者の「異議処理機構」として、協議団制度が設けられました。

それまでの制度は、上級行政庁に審査の請求をし、その決定に不服のある者は訴願又は訴訟ができることになっていましたが、協議団制度になってからは、所得税等の更正・決定処分に不服がある者は、まず、その処分をした税務署長に再調査の請求をし、その決定になお不服のある者は、更に国税局長に審査の請求をするという二審制に改められ、国税局長の決定にもなお不服のある者が訴訟を提起できることになりました。

国税局長が審査の請求を処理するに当たっては、国税局に所属する協議団の協議を経なければならぬこととされ、その協議団の協議は、3人以上の協議官により構成される合議体によって第三者的立場で、慎重かつ公平に行われることになっていました。



シャウプ勧告書

巻IV付録D. C節第6款bにおいて「異議申立の取扱－協議団」及び同款cにおいて「異議申立の取扱－市民委員会」の項を設けて詳述している。

2 国税不服審判所の設立

協議団制度は、当時の不服審査制度にはなかった全く新しい考え方を導入したものであり、その後20年間にわたり納税者の正当な権利の救済を通じ、我が国の申告納税制度の定着とその発展に大きく貢献してきたと評価されています。

しかしながら、他方において「協議団は国税局長の下にあり、自ら裁決権を有しないことから、直税部、調査部等のいわゆる主管部の意見に押され、納税者に納得のいく裁決がされない。また、国税局長の下にある協議団としては、当然、国税庁長官の通達に拘束される。」という批判がありました。

このような批判に答えて、税制調査会では、協議団に代わるべき新しい審理・裁決機構について検討が行われ、自ら裁決権を有する国税不服審判所を国税庁の附属機関として設けることを答申しました。

これを受けて国会に提出された「国税通則法の一部を改正する法律案」が第63回国会で可決・成立し、他の行政分野に類例を見ない、執行機関から独立した不服申立処理機関としての国税不服審判所が、昭和45年5月1日に発足しました。



国税不服審判所の事務運営

1 事務運営の基本方針

国税不服審判所は、税務行政部内における公正な第三者的機関として、適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資するという使命を果たすため、発足以来、次の3点を事務運営の基本方針とし、審査請求事件の公正妥当な処理に努めています。

① 争点主義的運営

不服申立てに係る審理の対象の範囲については、原処分庁の課税処分によって確定された税額が、処分時に客観的に存在した税額を上回るか否かを判断するために必要な事項の全てに及ぶとする「総額主義」と、原処分庁が行った課税処分の理由との関係における税額の適否とする「争点主義」があり、「総額主義」が判例及び実務の立場ですが、国税不服審判所は、納税者の権利救済機関であることに鑑み、審査手続上の諸権利を尊重するとともに、その運用に当たっては、審査請求人等が十分にその主張を尽くし得るよう配慮した上で、当事者双方から事実関係や主張を聴き、そこから導き出される主張の相違点(争点)に主眼を置いた調査及び審理を行っています。

② 合議の充実

審査請求事件の調査及び審理は、担当審判官1名及び参加審判官2名以上により構成される「合議体」において進めます。合議体の構成員である担当審判官等は、裁決の基礎となる議決に当たって、それぞれ独立した権能が与えられている趣旨に鑑み、合議体の検討の場である「合議」においては、各人が十分に意見を出し合い、公正妥当な結論に到達するよう議論を尽くすよう努めています。

③ 納得の得られる裁決書の作成

審査請求に対する結論は、「裁決書」によって審査請求人や原処分庁に通知されます。この裁決書の作成に当たっては、主張や事実は簡潔に記述し、判断は争点についての論理展開が明瞭で説得力を持った分かりやすいものとなるよう努めています。

2 事件処理の具体的方針

国税不服審判所では、次の5点を事件処理に当たっての具体的な方針とし、その処理を機動的かつ効果的に行っています。

① 充実した調査・審理に基づく適正な裁決を行うこと

調査・審理に当たっては、早期・的確な争点整理を主導的に行い、主張を裏付ける証拠書類の提出を審査請求人や原処分庁へ促した上で、必要に応じ職権により調査を行います。そして、合議において、各人が意見を出し合い、十分に議論を尽くして結論を出します。

② 原則として、1年以内に裁決すること

事件の審理の遅延を防ぎ、適正さを犠牲にすることなく、審査請求人の権利利益の迅速な救済を図る観点から、審理期間の目安となるものとして、審査請求書が国税不服審判所に到達してから裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間(標準審理期間)を1年と定め、原則として1年以内に処理できるよう取り組んでいます。

また、国税庁の実績の評価において、審査請求に関する処理が迅速に行われているかを測定するため、審査請求の1年以内の処理件数割合を指標として設定しています。その目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ95%と設定し、迅速な処理に取り組んでいます。

● 最近の1年以内の処理件数割合

会計年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
目標値	95%	95%	95%	95%	95%
実績値	92.4%	98.3%	99.2%	99.5%	

③ 審判の透明性を確保すること

国税不服審判所では、審査請求人又はその代理人に対し、審査請求における各種手続や審理の状況・予定などの情報を分かりやすく適切に提供することによって、審判の透明性を高め、より国民の理解しやすい審判を実現し、もって、国税不服審判所への信頼の確保を図ることを目的として、主に次のような取組みを行っています。

● リーフレット等の交付

審査請求書の提出があった際に、「国税不服審判所と審査請求手続」（リーフレット）と「審査請求よくある質問－Q&A－」（パンフレット）を交付しています。担当審判官との初めての面談の際に、このリーフレット等を使って審査請求手続を説明しています。

● 担当者の連絡・紹介

審査請求事件の担当者が決定した場合に、その氏名等を書面でお知らせしています。また、初めての面談の際に担当審判官から全ての担当者を紹介することとしています。

● 「審理の状況・予定表」の交付

答弁書や反論書などの主張に関する書面の提出状況、書面の作成時点の争点、調査・審理の状況、今後の予定などを記載して、審査請求人及び原処分庁に交付しています。

● 「争点の確認表」の交付

担当審判官は、主張に関する書面などに基づき争点を整理し、争われている原処分や争点、争点に対するそれぞれの主張などを簡潔に整理した「争点の確認表」を作成し、審査請求人及び原処分庁に送付することとしています。

④ 裁決の質的向上を図ること

実践的かつ効果的・効率的な研修を通じて、職員の実務知識や実務的スキルを養成する等により、裁決の質的向上を図ることとしています。

⑤ 簡潔、明瞭な裁決書を作成すること

裁決書の作成に当たっては、説得力を持った分かりやすいものとなるよう、個々の事件に応じて工夫しています。

3 主な取組内容

国税不服審判所を取り巻く社会や環境の変化を踏まえて、これまで、主に次のような取組を行ってきました。

① 裁決事例及び裁決要旨のホームページへの掲載

国税不服審判所の裁決は原則として非公開ですが、審査請求人などの秘密保持にも十分配慮しながら、事実認定が他の事案の処理上参考となるものや納税者の主張が認められた事案で先例となるようなものなどについて、その全文を国税不服審判所ホームページに掲載・公表しています。そして、公表された裁決が先例性を失った場合は公表を取りやめることとして、公表裁決の利用価値を高めています。また、公表されていない裁決についても、情報公開法に基づく開示請求に対する便宜のため、裁決の要旨をホームページに掲載しています。

② 国税審判官の外部登用

国税不服審判所の定員は現在471名であり、

その多くは執行機関である国税局や税務署などからの任用（出向）ですが、人的構成面からの裁決の中立性、公正性、適正性を確保するため、国税審判官等の一部に税務部外の人材を登用しており、令和2年4月1日現在65名が在籍しています。

特に、歴代の国税不服審判所長、東京支部及び大阪支部の首席国税審判官や法規・審査担当など、枢要なポストには、裁判官又は検察官の職にあった者を任用しています。

また、近年の経済社会の国際化、デジタル化に伴い、複雑・困難な審査請求事件が増加する中、適正かつ迅速に処理するため、民間の高度な専門知識・経験・ノウハウが必要であると考え、平成19年から、弁護士、税理士、公認会計士及び大学の教授又は准教授など、高度な専門知識等を有する民間専門家を国税審判官として公募し、令和2年4月1日現在、弁護士26名、税理士12名、公認会計士10名が特定任期付職員として在籍し、国税審判官として、審査請求事件の調査・審理を行っています。

国税不服審判所では、このような多様な人的

構成の組織であることを最大限生かし、幅広い視点、多角的な観点から議論を尽くすなど、充実した審理を行っています。

③ 新たな国税不服申立制度の周知・広報

国税不服申立制度については、平成26年6月の国税通則法の改正により、不服申立前置の見直し、不服申立期間の延長、標準審理期間の設定、審査請求手続における審査請求人の権利の拡充などが行われ、平成28年4月に施行されました。国税不服審判所では、懇切・丁寧な広報活動により、新制度の円滑な運用と一層の定着に向けて取り組んでいます。

④ ICTの利活用

令和元年8月、業務の効率化・高度化を図ること等を目的として、Web会議システムを導入し、審査請求事件に関する合議や国税不服審判所内部で実施する会議・打合せ等において積極的に活用しています。今後は、納税者にとっての利便性の向上のために、ICTの利活用を図っていく必要があると考えています。



審査請求事件の発生及び処理の状況

(1) 発生の状況

国税不服審判所が発足した昭和45年5月から平成30年度までの審査請求事件の発生件数は、265,989件となっています。

昭和45年5月から昭和46年3月まで（昭和45年度）の発生件数は4,866件でしたが、昭和49年度には、1万件に及ぶサラリーマン減税関係事案が発生したため発生件数が大幅に増加し、昭和50年度には発足以来最高の14,553件まで増加しました。

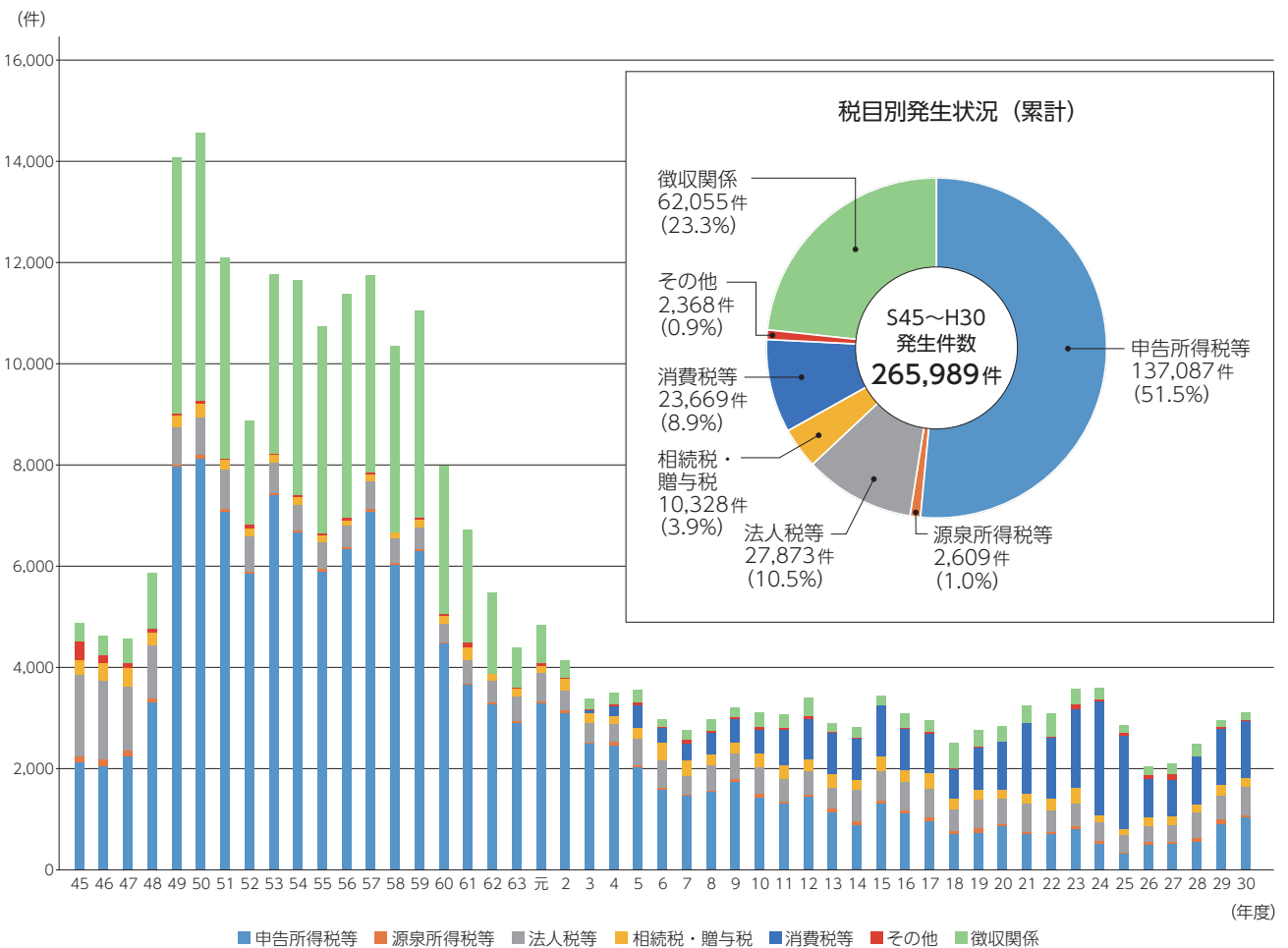
その後、サラリーマン減税関係事案の大幅な減少もあり、発生件数は徐々に減少し、平成26

年度には2,030件と発足以来最低の件数まで減少しましたが、平成28年4月の国税通則法の改正法の施行に伴い、全ての処分について直接審査請求することができるようになった影響で増加に転じ、平成30年度には3,104件と、6年ぶりに3,000件台となりました。

なお、再調査の請求（改正前の異議申立てを含む。）に対する決定を経ないで直接審査請求される事件の割合は、平成27年度までは10%前後でしたが、平成28年度以降は60%前後と増加しています。

発足以来の発生件数の税目別の内訳を見ると、

● 審査請求の発生状況



申告所得税等（復興特別所得税を含む。）137,087件（51.5%）が最も多く、次に、徴収関係62,055件（23.3%）、法人税等（復興特別法人税などを含む。）27,873件（10.5%）と続きます。

(2) 処理の状況

国税不服審判所が発足した昭和45年5月から平成30年度までの審査請求事件の処理件数は、268,865件（協議団から引き継いだ事件の処理を含む。）となっています。

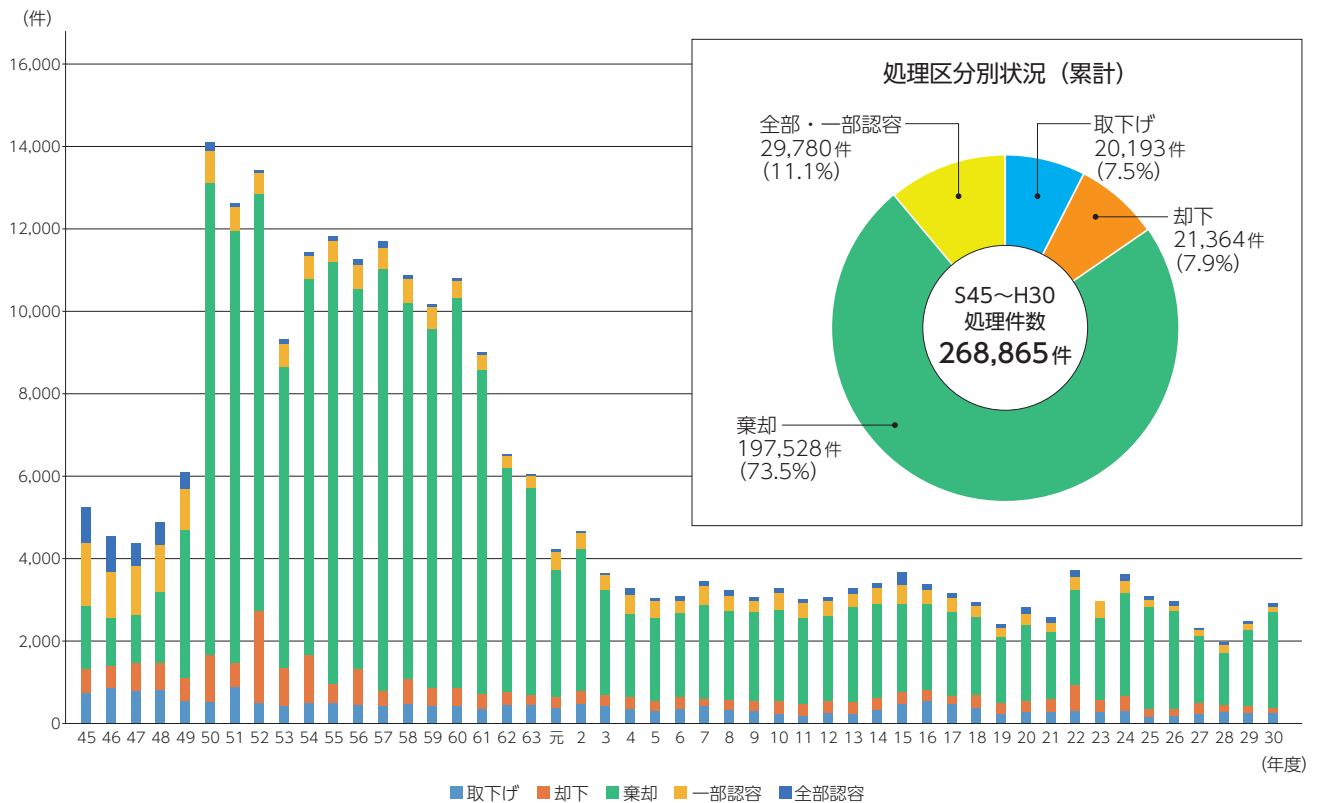
審査請求事件の処理については、発足当初から、迅速な処理という行政不服審査法の趣旨に則り事件処理に当たってきました。発足当初の昭和45、46年度は、発足に伴う体制整備などに

日時を要したものの、これまでおおむね発生件数に見合う程度の件数を処理しています。

発足以来の処理件数を処理区分別に見てみると、納税者の主張が何らかの形で認められた全部又は一部の「認容」が29,780件（11.1%）、納税者の主張が認められなかった「棄却」が197,528件（73.5%）、審査請求が不適法であった「却下」が21,364件（7.9%）、審査請求を取り下げられたものが20,193件（7.5%）となっています。

なお、年度ごとの全部又は一部認容の処理全体に占める割合（いわゆる「認容割合」）は、発足当初約45%でしたがその後減少し、平成元年度以降は、おおむね10%前後で推移しています。

● 審査請求の処理状況



ご 寄 稿

国税不服審判所設立50周年を記念して、弁護士会、税理士会、公認会計士協会の会長の皆様からお寄せいただいたメッセージや歴代の国税

不服審判所長の皆様からお寄せいただいたメッセージ、在任当時の公表裁決事例の要旨などを掲載しています。

日本弁護士連合会会長	荒 中
日本税理士会連合会会長	神津 信一
日本公認会計士協会会長	手塚 正彦
さいたま家庭裁判所長(第15代国税不服審判所長) 【裁決事例】 ・平成22年11月19日裁決 ・平成22年12月1日裁決	孝橋 宏
岡山地方裁判所長(第16代国税不服審判所長) 【裁決事例】 ・平成25年5月21日裁決 ・平成25年8月29日裁決	生野 考司
中央労働委員会 公益委員(第17代国税不服審判所長) 【裁決事例】 ・平成26年12月1日裁決 ・平成27年10月30日裁決	畠山 稔
福岡高等裁判所部総括判事(第18代国税不服審判所長) 【裁決事例】 ・平成28年8月8日裁決 ・平成29年10月18日裁決	増田 稔
東京高等裁判所判事(第19代国税不服審判所長) 【裁決事例】 ・平成31年3月25日裁決 ・令和元年5月28日裁決	脇 博人

(注) 役職は、令和2年4月1日現在。

国税不服審判所設立50周年に寄せて



日本弁護士連合会

会長 荒 中

この度は、納税者の権利救済機関として設立された貴審判所が、設立50周年を迎えられましたことを、心からお慶び申し上げます。

貴審判所は、税の分野での国民の権利救済機関として設置され、私ども弁護士及び弁護士会と権利救済という共通の基盤に立つものであります。

貴審判所は、昭和25年に国税庁及び国税局の附属機関として設置された協議団を前身とし、昭和45年5月、国税庁の附属機関として、執行機関である国税局や税務署から分離された別個の新たな機関として設置されました。爾来50年にわたって、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に多大なご貢献をされてこられました。先例となる裁決の事例の公表は、税務に携わる者の道標であります。さらには、平成23年及び平成26年の国税通則法の大改正などを経て、適正かつ迅速な事件処理、そして税務行政部門に

おける公正な第三者的機関としての立ち位置の強化などに努められておられます。ことに審判官への弁護士等の民間人の積極的な登用は、裁決の透明性を高めるものであり、大いに評価するものであります。このような貴審判所の長年にわたるご尽力に心から敬意を表し、感謝申し上げます。

税の分野における弁護士の活動は、貴審判所による裁決が行われた後の税務訴訟の段階のみならず、納税者の適正手続保障の充実の観点から、審査請求の段階においても必要な場面が多々あります。当連合会といたしましては、弁護士の税務実務に対する理解を深めるべく、研修の充実に力を入れてまいりましたが、更に税務実務に精通した弁護士を増やし、貴審判所とともに、納税者の一層の権利救済に努める所存です。

貴審判所のますますのご発展を祈念申し上げ、私からの挨拶といたします。誠におめでとうございます。

国税不服審判所 50 周年に寄せて



日本税理士会連合会

会長 神津 信一

国税不服審判所設立50周年を迎えるにあたり、全国7万8千名の税理士を代表して、一言、ご挨拶申し上げます。

昭和45年5月、国税通則法の一部を改正する法律の施行により、執行機関である国税局、税務署から分離された機関として貴所が設立されてから50年が経ちました。この間、数度の法律改正等を経て、審理の中立性、公正性の向上に努め、審判の透明性を確保するなど、国民の権利利益の救済を図るべく歩んでこられた貴所のご尽力に改めて深甚なる敬意を表します。

平成19年、事件を担当する国税審判官に税理士や弁護士等の民間専門家の専門知識や実務経験を活かすため、審判官への民間登用が始まりました。現在、税理士の資格を有する者の審判官就任数は12名となっており、税務の専門家として、また、実務家として培った経験を活かし、国税不服審判所の一員として活躍しているところでございます。当初4名でスタートした民間からの登用は平成25年には50名となり、実に多くの民間登用者が不服審判の現場にあたっておられます。これら民間専門家の審判官就任は、審理の中立性や公正性を一層高めることはもとより、審判所の独立性の確保にも寄与していると考えております。

さらに、平成26年、公正性の向上、使いやすさの向上の観点から不服申立制度が抜本的に見直されたことにより、審査請求の1年以内の処理件数割合が向上したほか、口頭意見陳述において原

処分庁に対し質問が行えるようになるなど、納税者にとって利用しやすい、開かれた審判所へと進んでおられます。

この間、我々税理士業界においても、昭和55年、平成13年、26年と税理士法の大きな改正がありました。いずれも、納税者の視点に立った税理士制度の改正であり、貴所と同様、国民・納税者の信頼に応えてきた制度改革の道のりであったと自負しております。

近年、テクノロジーの発達とともに様々な職業の領域にAIが導入されてきております。蓄積されたデータベースからAIが物事を判断していく時代にこそ、幅広い視点、多角的な視点を持ち合わせた審判官が個々の事件に応じ適切に判断していくことが必要であり、50周年を機として、納税義務者の正当な権利利益を救済する国税不服審判所の機能の更なる充実を節に願います。

今やあらゆるものが電子化され、経済活動においてもデジタルで処理が完結する社会となってきております。このような中、これまでになかった電子化特有の争点が挙げられてくることが予想されます。これら新しい争点に対し、ひとつずつ解決し、事例を重ねることにより、より一層、貴所への納税者からの信頼を築き上げていただければと存じます。

このような新たな時代において、今後の貴所の更なる発展を祈念して、私のご挨拶とさせていただきます。本当におめでとうございます。

国税不服審判所 50 周年に寄せて



日本公認会計士協会

会長 手塚 正彦

このたび、国税不服審判所が設立50周年を迎えられましたことを、心よりお祝い申し上げます。

国税不服審判所は、昭和25年シャープ勧告等に基づき協議団制度が設けられ、昭和45年その協議団に代わり設置されたと伺っております。爾来、貴所は、公正な第三者的機関として適正な事件の処理を行うことを通じて納税者の正当な権利や利益の救済を行うとともに税務行政の適正な運営の確保に努めてこられました。ここに、改めて、貴所の皆さまの永年にわたる御尽力、御功績に対しまして、深い敬意を表する次第です。

私は、日本公認会計士協会会長就任に当たり、公認会計士業界が直面している課題を整理し、5つの戦略目標を策定いたしました。その1つとして、「社会からのニーズの充足」が挙げられます。

近年、私ども公認会計士を取り巻く環境も大きく変化をしており、公認会計士が行う業務に対する社会からのニーズは拡大しています。公認会計士が監査だけでなく、監査以外の幅広い領域も含めて、これまで以上に社会からの期待に応えられるよう環境を整えていくことが重要であると認識しております。

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、監査実務において税務に関する知識・能力を活用するほか、当協会の約32,000人の会員のうち約9,900名が税理士登録を行い、税務業務に携わっています。このように、公認会計士も我が国の税

務業務を支える一翼を担っていることから、当協会は、税務業務を行う会員の資質の維持及び向上を図るべく、研究報告の公表や研修会の開催等の諸施策を行うとともに、毎年、税制の在り方に関する提言を公表し、税制改正意見・要望書を提出しております。また、関係諸機関との連携協調にも注力しています。

折しも貴所では、平成25年に、審理の中立性や公正性を向上させるため、事件の審理にあたる審判官の半数を民間専門家からの外部登用とされ、公認会計士もその一翼を担わせていただいております。このことは先ほど申し上げた当協会の戦略目標に合うものであり、公認会計士が貴所において社会に貢献していることを頼もしく思うとともに、当協会として、会員の資質の向上のための更なる一層の努力の必要性を感じ、身の引き締まる思いです。

国税不服審判所の皆さまにおかれましては、今後とも、民間の専門家の任用などを通じて公正な立場で審査請求事件を調査、審理し裁決を行い、税務行政の円滑な運営に更なる貢献をされますようお願い申し上げますとともに、当協会といたしましても、出来る限りのご協力を惜しまない所存です。

終わりに、国税不服審判所が税務行政における公正な第三者的機関としてますます発展されることを心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

審判所 50 周年に寄せて



さいたま家庭裁判所長
(第15代国税不服審判所長)

孝橋 宏

このたび、国税不服審判所設立50周年パンフレットに寄稿する機会を得まして大変光栄に存じます。

国税不服審判所は、国税に関する処分についての審査請求に対する裁決を行う機関であり、審理の客観性・公正性を担保するため、昭和45年の設立当初から、裁判官や検察官の若干名を所長や国税審判官に登用してきましたが、平成19年からは、民間の専門家を任期付公務員として国税審判官に登用する制度が導入され、平成23年度の税制改正大綱では、公募により、年15名程度の国税審判官を民間から採用し、平成25年までに50名程度の審判官を民間から任用する方針が盛り込まれました。また、平成22年から平成23年にかけて、ホステス源泉徴収事件、生保年金二重課税事件、武富士事件と、最高裁判所が租税法規を厳格に解釈して国税側を敗訴させる判決が相次ぎ、当時の国税不服審判所に対しても、適正・迅速な裁決を行うのみならず、審判手続の透明性を向上させることが強く求められていたと記憶しています。

私は、平成22年4月から2年間国税不服審判所に勤務し、平成23年と平成24年に採用された民

間出身の国税審判官の採用手続に関与しました。また、厚労省の審査会のヒアリングの手続を傍聴し、これを参考に、国税不服審判所における審理の際に、審判所、審査請求人、原処分庁が一堂に会して争点を確認する手続(いわゆる「同席主張説明」)を試行することにも取り組みました。このような手続を試みることにつきましては様々なご意見がありましたが、民間から採用された審判官の方々の中に積極的に取り組もうとされた方がおられ、大変心強く感じたことを覚えています。民間の審判官が加わることは、審判所内部での審理の透明性や合議の質を高め、ひいては国税出身の審判官の方々の事実認定能力や法的な説明能力を高めることにも役立ったのではないかと考えています。

その後の社会経済情勢の変化に伴い、国税不服審判所には様々な困難な事件が係属していることを推察いたしますが、審判所の皆様が、行政部内における公正な第三者的機関として、納税者の正当な権利の救済のため、今後とも大いに成果を上げられますことを期待いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

元所長が選んだ在任当時の公表裁決事例要旨

【被相続人が配偶者のために負担した介護付有料老人ホームの入居金は、相続税法第21条の3第1項第2号に規定する「扶養義務者相互間において生活費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの」に該当するから、当該入居金は相続開始前3年以内の贈与として相続税の課税価格に加算する必要はないとした事例（平22.11.19裁決）】

《要旨》

原処分庁は、本件被相続人の配偶者（本件配偶者）が介護付有料老人ホーム（本件老人ホーム）へ入居する際の入居金（本件入居金）を本件被相続人が支払ったことについて、本件入居金のうち定額償却部分については、生活保持義務の履行のための前払金的性格を有するものであり、本件配偶者はその履行に係る役務提供を受けていない部分について返還義務があるから、本件被相続人は本件配偶者に対して金銭債権を有している旨主張する。

しかしながら、本件配偶者は、本件被相続人が本件入居金を支払ったことにより、本件老人ホームに入居し介護サービスを受けることができることになったところ、本件配偶者には本件入居金を一時に支払うに足る資産がないこと等にかんがみれば、本件入居金は、本件被相続人がこれを支払い、本件配偶者に返済を求めることはしないというのが、本件被相続人及び本件配偶者間の合理的意思であると認められるから、本件入居金支払時に、両者間で、本件入居金相当額の金銭の贈与があったと認めるのが相当である。加えて、本件配偶者は高齢かつ要介護状態にあり被相続人による自宅での介護が困難になり、介護施設に入居する必要に迫られ本件老人ホームに入居したこと、本件入居金を一時に支払う必要があった

こと、本件配偶者には本件入居金を一時に支払う金銭を有していなかったため本件被相続人が代わりに支払ったこと、本件被相続人にとって本件入居金を負担して本件老人ホームに本件配偶者を入居させたことは、自宅における介護を伴う生活費の負担に代えるものとして相当であると認められること及び本件老人ホームは本件配偶者の介護生活を行うための必要最小限度のものであったことが認められることからすれば、本件入居金相当額の金銭の贈与は、本件においては、介護を必要とする本件配偶者の生活費に充てるために通常必要と認められるものであると解するのが相当である。

したがって、本件入居金相当額の金銭は、相続税法第21条の3《贈与税の非課税財産》第1項第2号に規定する贈与税の非課税財産に当たるから、その贈与が本件相続の開始前3年以内に行われているとしても、同法第19条《相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額》の規定が適用されるものでもない。

《参照条文等》

相続税法第19条第1項、第21条の3第1項第2号

【請求人の帳簿書類の備付け及び記録の不備の程度は甚だ軽微であり、申告納税に対する信頼性が損なわれているとまではいえないことから、所得税法第150条第1項に基づく青色申告の承認の取消処分は、違法とはいえないものの不当な処分と評価せざるを得ないとした事例（平22.12.1裁決）】

《要旨》

原処分庁は、請求人は、原処分庁所属の調査担当職員に、不動産所得に係る帳簿は作成していないとして現金出納帳を提示しなかったことから、現金出納帳を備え付けていないものと認められ、この事実は、請求人の不動産所得に係る帳簿書類の備付けが所得税法第148条《青色申告者の帳簿書類》第1項に規定する財務省令で定めるところに従って行われていない場合に該当するとともに、不動産所得に係る取引を記載した伝票を提示しなかっただけでなく、その存在を明らかにしなかったことから、当該伝票について確認することができず、帳簿書類の備付け、記録及び保存が正しく行われているか否かを判断することができなかつたのであるから、同法第150条《青色申告の承認の取消し》第1項第1号に規定する青色申告の承認の取消事由に該当する事実がある旨主張する。

しかしながら、青色申告の承認取消処分を行うか否かの判断に当たっては、所得税法第150条第1項第1号に該当する事実が形式的に存在するか否かだけでなく、請求人の業種業態、事業規模に応じた帳簿書類の備付け及び記録の状況、帳簿書類の提示の状況等の個々の事情をも総合的に勘案し、真に青色申告を維持するにふさわしくない場合に、取消処分を行う

べきであるところ、請求人の帳簿書類の備付け、記録及び保存には、同号の青色申告の承認の取消し事由に該当する事実があるとは認められるものの、請求人の帳簿書類の備付け及び記録の不備の程度は、甚だ軽微なものと認められ、また、請求人が伝票のほか、通帳及び領収書等を集計して計算した各年分の所得金額は、十分正確性が担保されていると認められるから、帳簿書類の備付け及び記録の不備により請求人の申告納税に対する信頼性が損なわれているとまではいえない。

また、請求人が自発的に伝票の存在を主張しなかった、又は提示しなかったからといって、直ちに原処分庁が請求人の記帳状況を確認できない状態であったとも認められないことから、これらの事情を総合勘案すると、本件取消処分は、違法とはいえないものの、真に青色申告を維持するにふさわしくない場合とまでは認められないから、不当な処分と評価せざるを得ず、これに反する原処分庁の主張には理由がない。

《参照条文等》

所得税法第148条第1項、第150条第1項
所得税法施行規則第56条

審判所50周年に寄せて



岡山地方裁判所長
(第16代国税不服審判所長)

生野 考司

国税不服審判所が発足後50周年を迎えられたとのこと、誠におめでとうございます。私が本部の所長として勤務した平成24年4月から同26年3月までは、その前の時期に様々な制度改革の議論があったことを踏まえ、租税行政部門における公正な第三者的機関として、審理の客観性、公正性をより確保するため、種々の運用改善や新たな試みを実践していた時期であり、平成26年の制度改革にもつながる実務の運用を積み重ねた時期ということができると思います。

行政不服申立前置の手續として求められる審査請求の迅速性については、従前から請求後1年以内に処理した事件の割合を数値目標として設定して年々増加させ、95%以上の事件が1年以内に処理されるようになりました。

書面審理である審判手續の中で、争点の明確化を図るため、請求者側、処分庁側の各代理人や担当者に同席してもらい、双方が口頭でその主張を説明する機会を設けたり、審理の状況・予定表を交付して、裁決に至る手續や状況を明示したりして、非公開の手續である審査請求手續の中で、当事者に対する透明性を高める取組をしました。

また、平成19年から始まった弁護士、公認会計士、税理士等外部からの任期付き国税審判官の登用を増やし、国税審判官の半数程度が外部登用

者となるなど、民間専門家等の専門的知識や実務経験を活用し、審理の中立性、公正性を向上させるとともに、合議体での合議のための技法を取り入れた研修の工夫を行う等、一層充実した審理、適正な裁決の実現につなげる取組を行いました。

非公開の行政内部の審査機関において、当事者が対席で口頭の説明を行うことや、外部登用者と合議体を構成して合議すること等は、当時としては従前あまりなかった取組や体制であり、国税部門出身の審判官や審査官の中には当初は戸惑いがあったものと思いますが、審判所の職員全員が意欲的に取組を重ねる中で、このような運用や体制を当然のものとし、審判所の組織全体の力量アップにつなげていく姿勢や努力、気風には、大変感銘を受け、力強く思いました。

私は裁判所からの出向でしたが、司法制度も含め、社会の変動のスピードはますます速くなり、国民の権利意識の高まりや、公正性や透明性を求める時代の要請を反映し、制度改革や運用改善が求められることが一層多くなりました。国税不服審判所もそういった時代の要請を踏まえ、これからも、一つ一つの事件を処理する中で、様々な試行や工夫をしながら、よりよい運用を積み重ねていくものと確信しています。国税不服審判所の一層の充実、発展を祈念しております。

元所長が選んだ在任当時の公表裁決事例要旨

【源泉所得税の納付が法定納期限後になったことについて真に納税者の責めに帰することのできない客観的事情があったと認められるとした事例(平25.5.21裁決)】

《要旨》

原処分庁は、請求人が賃借する店舗及びその敷地(本件店舗等)の賃貸人が非居住者となった日以後に支払った賃借料についての源泉徴収に係る所得税(源泉所得税)を法定納期限後に納付したことについて、請求人には本件店舗等の賃借料の支払の都度、当該賃貸人が居住者か非居住者かを認める義務があり、請求人は、単にその確認を怠ったものであると認められるから、国税通則法第67条《不納付加算税》第1項ただし書の「正当な理由があると認められる場合」には当たらない旨主張する。

しかしながら、不動産の賃貸借等において、賃借料の支払の都度、居住者・非居住者の別を確認することを義務付けた明文の規定はなく、また、本件のように、賃貸人等との接触をほとんど必要としない取引について、そのような煩雑な手

続を採ることが必要であるとするのは合理的でないというべきであるところ、請求人は、本件店舗等の賃貸借に係る取引において、当該賃貸人が非居住者に該当することになったことを直ちに知り得る状況になかったと認められ、源泉所得税の納付が法定納期限後となった原因は、当該賃貸人からの連絡が遅れたためであると認められるから、請求人には、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があったというべきであり、源泉所得税を法定納期限までに納付しなかったことについて、「正当な理由があると認められる場合」に該当するとするのが相当である。

《参照条文等》
国税通則法第67条第1項

【遺留分減殺請求により、価額弁償金を受領した場合の相続税の課税価格に算入すべき価額は、相続税法基本通達11の2-10(2)に定める要件を充足した場合には、同(2)に定める計算方法を準用して評価することが相当であるとした事例(平25.8.29裁決)】

《要旨》

原処分庁は、請求人が提起した遺留分減殺請求訴訟(本件訴訟)の判決(本件確定判決)において、①価額弁償の対象となった不動産(本件分割対象不動産)は特定されているが、②価額弁償金の額は、価額弁償の時ではなく、相続開始日における本件分割対象不動産の通常の取引価額を基に決定されていることから、相続税法基本通達11の2-10《代償財産の価額》(2)の定めは適用できない旨主張する。

しかしながら、遺留分減殺請求訴訟において、受贈者又は受遺者が遺留分権利者に対し事実審口頭弁論終結前に裁判所が定めた価額により民法第1041条《遺留分権利者に対する価額による弁償》の規定による遺留分の価額の弁償をなすべき旨の意思表示をした場合、相続税法基本通達11の2-10(2)を準用する際に用いる上記②の「価額弁償の時」とは、「事実審口頭弁論終結の時」と解されるところ、本件確定判決において、本件分割対象不動産の価額につき、「この価額は、請求人提出の相続開始日を価格時点とする不動産鑑定評価書等における価額であり、現時点で、同価額と異なる証拠はないこと

から、同証拠により価額を認定する」旨判示されていることからすると、本件確定判決において認定された「現時点」の価額は、本件訴訟の控訴審の口頭弁論終結の時を基準日とする価額であると認められ、また、その価額は、その基準日における通常の取引価額であると認められる。そうすると、本件確定判決は、価額弁償の対象となった財産の価額弁償の時における通常の取引価額を基に価額弁償金の金額を決定しているということが出来るから、相続税法基本通達11の2-10(2)の定めを適用することが相当である。

《参照条文等》
相続税法第11条の2
民法第1036条、1041条

《参考判決・裁決》
最高裁昭和51年8月30日第二小法廷判決(民集30巻7号768頁)
平成4年6月22日裁決(裁決事例集No.43・336頁)

国税不服審判所の思い出



中央労働委員会 公益委員
(第17代国税不服審判所長)

畠山 稔

国税不服審判所設立50周年おめでとうございます。

私は、平成26年4月から平成28年3月までの2年間、本部所長を勤めました。長きにわたる役人人生の中でも殊の外充実した意義深い経験となっており、審判所で職員の皆様と共に仕事ができたと感謝しています。

最初に取り組んだのは、審査請求の審理・裁決の充実を図るため、組織内で多角的な議論を尽くすことと、質が高く読みやすく分かりやすい裁決書を作成することでした。また、国税審判官の半数程度を民間の専門家から登用する制度を実効あるものとするため、関係諸団体の幹部と対談して意見交換を行い、国民向けのリーフレットや自前のポスターを作成するなど、広報活動を積極的に展開し、優秀な人材の確保に努めました。

さらに、この時期に国税通則法中の不服申立制度に関する部分が改正され、平成28年4月1日に施行されることになったことから、その準備に取りかかりました。

改正法は、充実した手続保障の下で適正迅速な裁決の実現を理念とするものであり、運用により実施できるものは施行日を待たずに実行に移す一

方で、法令解釈通達改正と事務運営指針の改訂を行いました。準備期間が2年を切る中で多種多様の課題が山積しており、困難の連続でしたが、国税庁と連携しつつ、本部・支部・支所がワンチームとなり総力を結集して各種課題に取り組みました。その結果、施行日に間に合わせることができ、内容的にも改正法の趣旨を具体化する質の高いものができたと自負しています。

審判所の全職員参加のチームワークにより目標を達成し、責めを果たすことができたことを誇りに思います。関係者の一人として、審判所及び職員の皆様に敬意を表するとともに、心からお礼を申し上げます。

その後、次の世代の方々が、改正法の趣旨にのっとり、その運用を着実に定着させていただいていると側聞しており、喜ばしい限りです。

設立50周年の節目の年を迎え、将来を展望しておられることと存じます。審判所が、良き伝統を承継して、改正法の運用の一層の定着化を図り、引き続きその使命を果たすとともに、社会の変化に対応できる柔軟性をも兼ね備えた組織として、益々の発展を遂げられることを祈念します。

元所長が選んだ在任当時の公表裁決事例要旨

【役職に変動がなくても労働条件等に重大な変動があり、単なる従前の勤務関係の延長とみることとはできないとして、退職手当等としての性質を有する給与に該当すると認定した事例（平26.12.1裁決）】

《ポイント》

本事例は、形式的な役職の変動ではなく実質的な勤務実態や支給に至った経緯等を総合勘案し、実質的に退職したのと同視し得る状況にあったと認定し、所得税法第30条の「(退職手当・・・その他の退職により一時に受ける給与及び)これらの性質を有する給与」に該当するとしたものである。

《要旨》

原処分庁は、学校法人である請求人が設置、運営する幼稚園(本件幼稚園)の園長兼請求人の理事長である者(本件園長)に対し退職金として支払われた金員(本件金員)について、本件園長は、引き続き他の職員と同様に出勤し請求人から給与を受領していることから、勤務関係が終了したとは認められないこと、また、本件園長が請求人の理事長としての業務を引き続き行っており、本件園長の勤務時間及び給与等の減少割合からしても、本件園長の勤務関係の性質、内容及び労働条件に重大な変動があったものと認めることはできないことから、本件金員に係る所得は給与所得に該当する旨主張する。

しかしながら、本件園長並びに本件幼稚園の副園長及び事務長の答述その他関係資料等によれば、本件園長の行う職務

全体に占める理事長としての職務の割合は、本件幼稚園の園長としての職務に比べてごく僅かであったと認められること、また、実質的な園長としての職務のほとんどを副園長に引き継ぐことにより、その職務内容は量的にも質的にも大幅に軽減され、その実態に即するように基本給の額を減額するなど労働条件も大きく変動したものと認められ、本件園長の勤務関係は、その性質、内容及び労働条件等において重大な変動があつて、形式的には継続している勤務関係が実質的には単なる従前の勤務関係の延長とみることができない特別の事実関係があるというべきであるから、本件金員は、所得税法第30条《退職所得》第1項に規定する退職所得に該当する。

《参照条文等》

所得税法第30条第1項
所得税基本通達30-2

《参考判決・裁決》

最高裁昭和58年9月9日第二小法廷判決(民集37巻7号962頁)
最高裁昭和58年12月6日第三小法廷判決(集民140号589頁)

【請求人の法定申告期限経過前の行為及び調査に対する虚偽答弁、虚偽証拠の提出を総合判断すると、本件では、隠ぺい偽装があつたと認めることができ、無申告加算税に代わる重加算税の賦課要件を充足すると認定した事例（平27.10.30裁決）】

《要旨》

請求人は、法定申告期限までに所得税の確定申告書を提出しなかったのは請求人の税知識の不足により失念していたからであり、請求人は外国人研修・技能実習制度の送出し機関であるK社の従業員であるから、原処分庁の前回の調査結果に従って、K社から証明書の交付を受けた上で給与所得等に係る所得税の期限後申告書を提出しているなどとして、当該期限後申告書の提出並びに原処分庁の今回の調査に基づく更正について、重加算税の賦課要件を満たさない旨主張する。

しかしながら、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在しない場合であっても、納税者が当初から課税標準等及び税額等を申告しないことを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づき期限内申告書を提出しなかった場合には、重加算税の賦課要件が満たされると解するのが相当であるところ、請求人は、自身が事業主体であったにもかかわらず、①当該事業から生ずる収入を、K社の肩書が付された口座に振込入金させた上で毎月ほぼ全額を現金で出金し、金員の流れを容易に把握で

きないようにすることによって、K社に帰属するものであると装い、②多額の事業収入を得ていながら5年間にわたり無申告を続け、③原処分庁の前回調査を受けても、K社に内容虚偽の証明書を作成・提出させるなどの工作を行って、事業主体は飽くまでK社にあり自身は給与を得ていたと装うなどしていることからすると、請求人は、当初から課税標準等及び税額等を申告しないことを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をしたといえるから、その意図に基づき期限内申告書を提出しなかったことについては、国税通則法第68条《重加算税》第2項に規定する重加算税の賦課要件を満たすというべきである。

《参照条文等》

国税通則法第68条第2項

《参考判決・裁決》

最高裁平成6年11月22日第三小法廷判決(民集48巻7号1379頁)

審判所 50 周年に寄せて



福岡高等裁判所部総括判事
(第18代国税不服審判所長)

増田 稔

国税不服審判所設立50周年、誠におめでとうございます。

国税不服審判所は、設立以来、税務行政部内における公正な第三者的機関として、適正かつ迅速な審査請求事件の処理を行い、納税者からも税務行政部内からも高い信頼を得てきました。こうした信頼は、全国の審判所に勤務した職員一人一人の献身的な努力によって得られたものであり、その50年の歴史を思うと、感慨深いものがあります。

私は、平成28年4月に裁判所から出向して、第18代の国税不服審判所長に就任しました。裁判所において、租税訴訟を含む行政事件を扱う部門での勤務が長かったことから、審判所の裁決書については多数読んでいましたが、審判所長に就任して、裁決に至る過程を内部から見る機会を得られたことは、裁判官として大変貴重な経験となりました。

平成28年4月は、行政不服審査法の抜本的な改正に併せて改正された国税通則法の規定による新たな不服申立制度が施行された時でした。新たな不服申立制度の下では、制度の使いやすさと公正性の向上の観点から、不服申立前置の見直し、不服申立期間の延長、証拠書類等の閲覧範囲の拡大・写しの交付の導入、口頭意見陳述における質

問権の導入等がされました。この新たな不服申立制度を円滑に運用し、その定着を図ることが、私の審判所長在任2年間の主要な課題でした。

新たな不服申立制度の下では、原処分庁に対する再調査の請求(従前の「異議申立て」の名称が改められたもの)を経ることなく、直ちに審査請求をすることができるようになったことから、平成28年度以降、再調査の請求を経ない直審事件の件数が増加し、審査請求全体の件数も顕著に増加しました。また、当時、改正前の旧法が適用される事件も多数係属しており、これらの旧法事件と新法事件を同時に取り扱っていたことから、両者の手続の違いに留意して、過誤のないよう事務を進める必要がありました。

このように新たな不服申立制度の施行により審判所に掛かる負荷は増しましたが、前任の畠山稔所長の下で新制度施行に向けた周到な準備がされ、また、全国の審判所職員が一丸となって取り組んだ結果、円滑な事件処理が行われ、上記の課題は無事達成できたものと思っています。

審判所を取り巻く環境は、今後も変化し続けるでしょうが、良き伝統を守りながら、創意工夫により新たな時代の要請に応え、審判所が益々発展していくことを祈念して、結びとさせていただきます。

元所長が選んだ在任当時の公表裁決事例要旨

【外貨建借入金の借換えの際に計算される為替差損益が単に評価上のものにとどまる場合には課税の対象となる収入として認識しないとした事例(平28.8.8裁決)】

《ポイント》

本事例は、借換えの前後における外貨建借入金の内容に実質的な変化が生じていない場合、当該借換えの際に計算される為替差損益は単に評価上のものにすぎず、課税の対象となる収入として認識しないとしたものである。

《要旨》

請求人は、金融機関から外貨建借入金を借り入れ、当初の借入れから最終的な返済までの間に借換えを繰り返しているところ、最終的な返済時だけでなく、各借換え時において計算される為替差損益も課税の対象として認識すべきである旨主張する。

しかしながら、所得税法第36条《収入金額》第1項は、収入の原因たる権利が確定的に発生した場合に、その時点で所得の実現があったものとして課税所得を計算するという建前(いわゆる権利確定主義)を採用したものと解されており、収入という形態において実現した利得のみを課税の対象として

いるから、外貨建借入金の借換え時に計算される為替差損益が単に評価上のものにとどまる場合には、課税の対象となる収入として認識しないこととなる。本件においては、金融機関と請求人との間で貸付与信枠に係るファシリティー契約が結ばれ、同契約に定められた貸付与信限度額、金利の計算方法及び担保等の条件に基づき、同一支店から、同一の通貨で借換えが行われており、借換えに係る既存の借入金と新たな借入金の内容に実質的な変化が生じたとは認められない。そうすると、借換え時において、既存の借入金の返済により計算される為替差損益は、単に評価上のものにすぎないから、課税の対象となる収入として認識しないこととなる。

《参照条文等》

所得税法第36条第1項、第57条の3第1項

《参考判決・裁決》

最高裁昭和49年3月8日第二小法廷判決(民集28巻2号186頁)

【原処分庁による動産の差押処分が行われた時点において、当該動産は既に第三者へ譲渡されており、第三者対抗要件である引渡しも完了していたとして、当該差押えを取り消した事例(平29.10.18裁決)】

《ポイント》

本事例は、原処分庁が行った動産の差押処分につき、当該動産は差押処分の時点で既に第三者へ譲渡されていたところ、第三者対抗要件たる引渡しについては占有改定により完了していたと認定したものである。

《要旨》

原処分庁は、請求人と滞納法人との間で締結された合意書(本件合意書)には、建物(本件建物)の占有移転に係る記載はあるが、本件建物内にあった動産(本件動産)の占有移転に係る記載はなく、本件動産に対する差押処分(本件差押処分)時に、本件動産が請求人の所有物であったことを第三者が知り得るような明示もされていなかったことから、本件動産に係る占有改定の合意があったとはいえない上、本件建物の賃貸人は滞納法人が本件建物の賃借人であると認識していたことからしても、請求人は本件動産の引渡しを受けていない旨主張する。

しかしながら、そもそも動産の引渡しには第三者が知り得るような明示が必要であるとする民法の条文や判例は見当たらないところ、請求人と滞納法人は、関係者への影響を最小限にすべく、事業の承継に必要な本件建物と本件動産を滞納

法人から滞りなく請求人に承継させることを企図していたことからすると、請求人と滞納法人が、この企図に反して本件動産のみの占有を移転しないことは考えられず、たとえ、本件合意書にそのことが明示的に記載されていなくとも、本件建物の占有の移転だけでなく、本件建物内に存する本件動産の占有の移転にも合意するとともに、本件動産が現実に取り渡されるまでは本件動産を請求人のために占有することに合意したものと解するべきであり、更に本件動産の引渡し(占有改定)は、請求人及び滞納法人間でできるものであって、上記認定が賃貸人の認識により左右されるものではないことからしても、請求人は、本件差押処分の前に、占有改定により本件動産の引渡しを受けていたといえるから、原処分庁の主張は採用できない。

《参照条文等》

民法第178条、第182条、第183条
国税徴収法第47条、第56条、第60条

《参考判決・裁決》

大審院明治43年2月25日判決(民録16輯153頁)

審判所 50 周年に寄せて



東京高等裁判所判事
(第19代国税不服審判所長)

脇 博 人

国税不服審判所設立50周年、誠におめでとうございます。

国税不服審判所は、課税・徴収を行う執行機関と裁決機関を組織内で分離し、国税庁長官通達に縛られない不服審査制度を設けるという趣旨で設立されました。その後、審理の中立性・公正性を高める趣旨で、国税プロパーの職員で構成されていた合議体に任期付審判官として弁護士、税理士、公認会計士といった民間の専門家を入れることとし、全合議体を構成する審判官の約半数に当たる50名まで増やしました。任期付審判官が合議体に加わることで、納税者から見た場合に中立公正らしさが高まるばかりでなく、審査請求事件が社会情勢の変化に伴って複雑困難化し調査や審理において専門的・技術的知識を必要とするに至った現状において、事件の処理に当たり、幅広い視点、多角的な観点から議論を尽くすことができ、議決のための合議は、それぞれ異なった専門分野を持つ者たちが意見を出し合い相手を説得しようと努力することにより、非常に深いものになっていきます。多様な人的構成の合議体がお互いの弱い部分を補い合い、最善の結論を求めて協力し合う形で合議が進められる態勢ができていることは、審判所にとって大きな武器であり、財産であると思います。

私は、平成30年4月から令和2年3月まで、国税不服審判所長を務めさせていただきました。こ

の間、令和元年8月にウェブ会議システムが導入されたことにより、審判所にもIT化の波が訪れ、それまでは支部や支所に係属する事件数との関係で任期付審判官が加わることのできない合議体もありましたが、ウェブ会議システムを利用することにより、この50周年の節目に全ての合議体が任期付審判官を1名以上入れて構成できるようになりました。また、本部と支部の間の会議や事件についての相談等にも利用されるようになり、新たな仕事の仕方も工夫できるようになりました。審査請求人や原処分庁との面談や意見聴取等においてもウェブ会議システムを利用することにより、審査請求手続の利用者との関係でも利便性が向上することが期待されます。

今後も、社会情勢、経済情勢の著しい変化の中で先輩が築かれた良き伝統を守りつつ、国民の信頼を強固なものとしていくためには、従来のやり方を踏襲するだけでなく、改正された国税通則法で設けられた手続をフルに活用して柔軟に審理を行うなど、より質の高い裁決ができるよう努力と工夫が必要となってくると思います。審判所職員の皆様には、どうか誇りをもって、社会のニーズに合った制度の実現のために頑張ってくださいと思います。納税者の正当な権利の救済が図られ、税務行政の適正な運営が実現されるようお祈りしています。

元所長が選んだ在任当時の公表裁決事例要旨

【審査請求人が国内に恒久的施設を有しない非居住者期間に国内の金融商品取引業者との間で行った店頭外国為替証拠金取引に係る所得は国内源泉所得に該当するとした事例（平31.3.25 裁決）】

《ポイント》

本事例は、審査請求人の店頭外国為替証拠金取引における未決済取引に係る契約上の地位は、所得税法第161条第1号に規定する資産に該当し、当該取引により請求人に生じた所得は、同号にいう資産の運用、保有により生じた所得として、国内源泉所得に該当するとしたものである。

《要旨》

所得税法第161条《国内源泉所得》第1号（本件規定）にいう「資産」とは、「運用、保有若しくは譲渡」による所得を生じさせ得る財産権をいうものと解され、経済的価値を有する契約上の権利や地位などを広く含む概念と解するのが相当であるところ、非居住者期間中に請求人が行った店頭外国為替証拠金取引（本件FX取引）における未決済取引に係る契約上の地位は、差金決済を行うことにより利益又は損失を生じさせ得る財産権として本件規定にいう資産に該当する。そして、本件規定にいう資産の運用、保有により生ずる所得とは、資産の譲渡による所得以外の所得で、資産の運用又は保有に該当する行為によって生じた所得を広く含むと解するのが相当であるところ、本件FX取引に係る差金決済等に係る所得は、請求人が上記の契約上の地位に係る権利を行使又は保有することにより生じたものであって、これを他に移転したことにより生じたものではないから、本件規定にいう資産の運用、保有により生ずる所得に該当する。なお、請求人は、本件FX取引のうち、請求人が居住者であった期間に決済された取引については、租税特別措置法第41条の14《先物取引に係る

雑所得等の課税の特例》第1項の規定が適用されるべきである旨主張するが、同項にいう金融商品先物取引等の決済とは、差金の授受によってされる行為をいうところ、上記の取引についての決済が行われたのは請求人が国内に恒久的施設を有しない非居住者となった後であるから、当該取引は同項が規定する要件を満たさない。

また、請求人は、「資産の運用、又は保有」に該当する事実についての原処分庁の理由の差替えは請求人に格別の不利益を与えるものとして許されない旨主張するが、本件各更正処分に係る各通知書に記載された理由と本審査請求における原処分庁の主張は、前提となる事実関係を異にするものではなく、その結論に至るまでの考え方を異にするものにすぎず、行政手続法第14条《不利益処分の理由の提示》に規定する制度を全く無意義ならしめ、又はこれを認めることが納税者の正当な利益を害するような特段の事情があるとはいえないから、原処分庁の主張が理由の差替えに当たるとしてもそれが許されないものとはいえない。

《参照条文等》

所得税法（平成26年法律第10号による改正前のもの）第161条第1号
租税特別措置法（同前）第41条の14第1項
行政手続法第14条

《参考判決・裁決》

最高裁平成23年6月7日第三小法廷判決（民集65巻4号2081頁）

【サンゴ漁に係る所得が平均課税の対象となる変動所得に当たるとした事例（令元.5.28 裁決）】

《ポイント》

本事例は、請求人の営むサンゴ漁に係る所得は「漁獲から生ずる所得」として変動所得に該当するとしたものである。

《要旨》

原処分庁は、請求人が営むサンゴ漁について、①宝石サンゴは自ら移動せず水産植物と同様の生態であることや採取された宝石サンゴのほとんどは死滅した枯れ木であることなどから、所得税基本通達2-30《漁獲の意義》に定める「水産動物を捕獲すること」に当たらず、また、②宝石サンゴは他の水産動物とは異なり、天候等の自然現象によって漁獲高が変動しないことを理由に、所得税法第2条《定義》第1項第23号に規定する「漁獲」には該当せず、請求人が営むサンゴ漁に係る所得は変動所得に該当しない旨主張する。

しかしながら、平均課税制度の趣旨や変動所得に係る規定の改正経緯に照らすと、同号に規定する「漁獲」とは、水産物の捕獲又は採取を意味し海草等の水産植物の採取や養殖（水産養殖）はこれに含まれないと解されること、宝石サンゴは海中から採れる水産物（生物学上は動物に分類される。）であり、サンゴ漁は水産動物の捕獲又は採取にほかならないから同号に規定する「漁獲」に該当する。したがって、請求人の営むサンゴ漁に係る所得は、「漁獲から生ずる所得」として変動所得に該当するというべきである。

《参照条文等》

所得税法第2条第1項第23号、第90条
所得税法施行令第7条の2
所得税基本通達2-30



審査請求 について調べたいときは、
国税不服審判所ホームページへ

<https://www.kfs.go.jp>

国税不服審判所

🔍 検索



上記のサイトは
上のコードからも
ご覧になれます